

令和 8 年10月 1 日(木)・ 2 日(金)

総 務 委 員 会 資 料

【条例案】

- 第113号議案 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

… 1 頁

【予算案】

- 第93号議案 令和 8 年度警察関係 9 月補正予算（第 4 号）説明資料

… 2 頁

【報告事項】

- 少年警察活動の現状と対応

… 3 頁

島 根 県 警 察 本 部

総務委員会資料 【第113号議案】	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例	令和8年10月1日・2日 島根県警察本部											
1 提案理由 人事院規則の改正を踏まえ、救難作業等に従事する地方警察職員の特殊勤務手当の額について、国家公務員の取扱いに準じて所要の改正を行う必要がある。 2 改正内容 救難作業等手当の額の改定 <table> <tr> <th rowspan="2">作業内容</th><th colspan="2">手当額（日額）</th></tr> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う救難捜索、災害警備、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業で、人事委員会が認めるものに従事したとき。</td><td>840円 （大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合は、1,080円）</td><td>1,120円 （大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合は、1,440円）</td></tr> <tr> <td>(2) (1)の作業のほか、山岳、海上、湖沼等における救難捜索の作業で危険又は困難を伴うと人事委員会が認める作業に従事したとき。</td><td></td><td></td></tr> </table> 3 施行期日等 公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。			作業内容	手当額（日額）		改正前	改正後	(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う救難捜索、災害警備、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業で、人事委員会が認めるものに従事したとき。	840円 （大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合は、1,080円）	1,120円 （大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合は、1,440円）	(2) (1)の作業のほか、山岳、海上、湖沼等における救難捜索の作業で危険又は困難を伴うと人事委員会が認める作業に従事したとき。		
作業内容	手当額（日額）												
	改正前	改正後											
(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う救難捜索、災害警備、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業で、人事委員会が認めるものに従事したとき。	840円 （大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合は、1,080円）	1,120円 （大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合は、1,440円）											
(2) (1)の作業のほか、山岳、海上、湖沼等における救難捜索の作業で危険又は困難を伴うと人事委員会が認める作業に従事したとき。													

令和 8 年度警察関係 9 月補正予算（第 4 号）説明資料

歳出予算

（単位：千円）

課 名 款・項・目・事業	補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
警 察 本 部	23,218,191	▲ 287,896	22,930,295	0	0	0	▲ 287,896
警察費	23,218,191	▲ 287,896	22,930,295	【 概 要 】			
警察管理費	20,320,528	▲ 287,896	20,032,632				
公安委員会費	9,838	0	9,838				
警察本部費	19,333,962	▲ 287,896	19,046,066				
職員給与費（一般職）	16,982,970	▲ 287,896	16,695,074	人件費 一般職給与 1,789人 （警察官1,500人、一般職員289人）			
装備費	31,112	0	31,112				
警察施設費	268,059	0	268,059				
運転免許費	677,557	0	677,557				
警察活動費	2,897,663	0	2,897,663				
警察活動費	2,897,663	0	2,897,663				

1 現状（8月末）【暫定値】

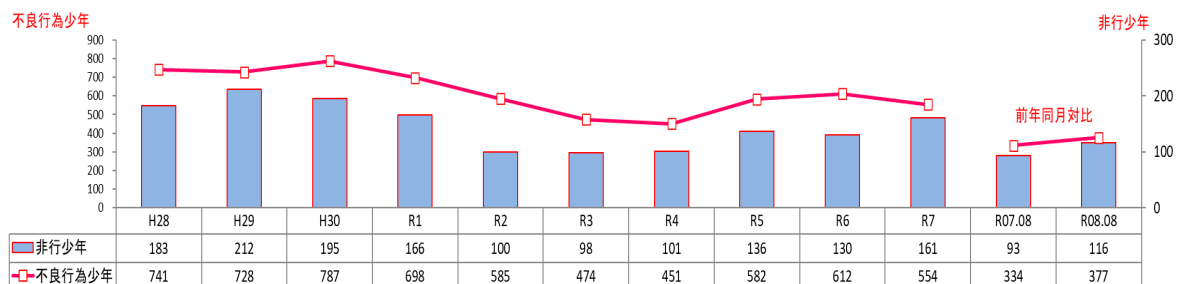
(1) 少年非行の現状

- 非行少年 116人（前年同期比+23人）
うち、犯罪少年76人（前年同期比+10人）、触法少年36人（前年同期比+11人）
- 不良行為少年 377人（前年同期比+52人）

(2) 少年非行の特徴

- 刑法犯の約4割（36人）が窃盗犯、うち約6割が万引き。
- 刑法犯少年再犯者率 21.0%、全国第4位（全国平均32.6%）
- 不良行為は多い順に喫煙（134人）、深夜徘徊（123人）

【県内の非行少年及び不良行為少年の推移】



(3) 子供のネット犯罪被害の現状

S N S等に起因する性被害5件 被害児童数6人

2 対応状況

(1) 非行防止対策

- 非行防止教室の開催
- 少年の非行情勢の潮流を踏まえた対策と犯罪加担防止
- 少年サポートセンターによる継続補導、立ち直り支援活動

(2) 被害防止対策

- ネット安全教室の開催
- S N Sを始めとしたオンライン上における非行・犯罪被害防止
- 迅速かつ適切な相談対応及び関係機関と連携した継続的支援